

## 創業などをお考えの方のための補助制度

市は、市内経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する方をはじめ、すでに事業活動を行っている方を対象に、さまざまな補助制度を設けています。新たな事業展開などを考えている方は、ぜひ活用してください。

○**事業所開設費補助金**：新たな事業所を開設するために必要な建物の整備や、建物と一体となって機能する設備を設置するために必要な経費の一部を支援

**補助額** 補助対象経費の2分の1以内（上限額20万円）

※登別温泉町で事業所を開設する場合は、上限額50万円。

○**空き店舗活用事業補助金**：3カ月以上、事業で使われていない空き店舗を活用して、新たに事業活動を行う方に対し、店舗の賃借料の一部を支援

**補助額** 補助対象経費の2分の1以内（補助上限月額5万円、最大12カ月間交付）

○**店舗リフォーム補助金**：市内ですでに事業活動を行っている方に対し、店舗への集客力や提供するサービス向上のために行う店舗の修繕、模様替え、増改築などに要する経費の一部を支援

る方に対し、店舗への集客力や提供するサービス向上のために行う店舗の修繕、模様替え、増改築などに要する経費の一部を支援

**補助額** 補助対象経費の2分の1以内（補助上限額20万円）

○**商談会等出展補助金**：自社で開発または製造した製品・技術やサービスの販路拡大を図るために商談会や展示会、見本市などに出展する市内事業者に対し、その出展に必要な経費の一部を支援

### 補助額

- ・登別ブランド推奨認定事業者の場合：補助対象経費の3分の2以内（補助上限額20万円）
- ・市内事業者で構成される任意のグループの場合：補助対象経費の4分の3以内（補助上限額20万円）
- ・どちらにも該当しない場合：補助対象経費の2分の1以内（補助上限額20万円）

※いずれの補助金も、予算がなくなり次第、終了します。

※各補助金を利用するにあたって、要件がありますので、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 商工労政G

(☎852171)

「申し込み」「問い合わせ」

中の「G」は「グループ」の略です

## 新生活の準備はお済みですか

### ～登別市勤労者特別融資制度～



#### 教育資金 金利：年1.94% (固定金利・保証料別途)

高校・大学への入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿代などに利用できます。  
※保証料率は、北海道労働金庫会員の方が0.6%、一般勤労者の方が1.2%です。

▶**融資限度額 300万円**

#### 生活資金 金利：年2.28% (固定金利・保証料別途)

引越費用や介護費用などの大きな出費、生活の安定に必要な費用など、幅広い用途に利用できます。  
※保証料率は、北海道労働金庫会員の方は0.6%、一般勤労者の方は1.2%です。

▶**融資限度額 100万円**

#### ▶融資の対象となる方

- ・登別市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務している方（自営業者を除く）
- ・安定した収入があり、前年の収入が150万円以上の方
- ・最終返済年齢が75歳以下となる方

#### ▶返済期間 10年以内

※教育資金は在学期間中（最長で4年間）に限り返済を据え置くことができます。

#### ▶返済方法 元利均等返済方式（ボーナス返済併用可）

▶**申し込みに必要なもの** 身分を証明するもの（運転免許証、パスポートなど）、健康保険証、前年の源泉徴収票（機械処理されているもの）、印鑑、納税証明書、資金使途確認書類（合格通知書、在学証明書、学費納付書など）

※資金使途確認書類は、『教育資金』のみ。

#### ▶申込金融機関 北海道労働金庫室蘭東支店

(☎453611)

※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

問い合わせ 商工労政グループ (☎852171)